加西市監査公表第　４　号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第１項の規定により令和８年９月８日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第５項の規定に基づき監査を行った結果を、同項の規定に基づき公表する。

令和８年９月18日

加西市監査委員　高井 芳朗
加西市監査委員　松尾 幸宏

第１　請求の要旨

１　請求人

請求人Ａ（加西市在住）
請求人Ｂ（加西市在住）

請求人Ａ及びＢから令和８年９月８日付けで提出された住民監査請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

２　請求の対象とする財務会計行為

令和８年７月２日付けで行われた「令和８年度加西市一般会計補正予算（第１号）」に係る専決処分、及びこれを前提として行われる来庁者駐車場拡幅工事（予算額：約 6,700 万円）に関する一連の財務会計行為（契約の締結、工事の着手、公金の支出、その他これに付随する行為）。

３　請求の理由（違法又は不当とする理由）

請求人は、上記２の財務会計行為について、地方自治法その他の法令に照らして違法又は著しく不当であり、加西市に財産上の損害を生じさせ、又は生じさせるおそれがあるとして、以下のとおり主張している。

(1) 地方自治法第 179 条第１項の要件不充足

市議会は来庁者駐車場拡幅工事費（約 6,700 万円）について審議を行い、削除又は否決という明確な意思表示を行っている。したがって、議会が議決を行わなかった場合とは異なり、「議会において議決すべき事件を議決しないとき」等の専決処分の要件を満たさず、同条項の趣旨に適合しない。

(2) 義務的経費を理由とする専決処分の不当性

生活保護費等の福祉関係経費（義務的経費）の迅速な執行が必要であったとしても、議会が否決・削除した来庁者駐車場拡幅工事費まで切り離さずに一体として専決処分を行う合理的な理由はない。また、市長自身の再議要求によって生じた時間的制約を理由に専決処分を行うことも合理性を欠く。

(3) 直ちに執行すべき緊急性の欠如

来庁者駐車場拡幅工事は、災害発生時等における市民の生命・身体・財産の保護などの緊急事態とは性質が異なる。議会の議決を回避してまで直ちに専決処分により予算を復活させなければならないほどの緊急性や不可避性は認められない。

(4) 議会の予算議決権の実質的無効化

地方自治法上、予算の議決は議会の極めて重要な権限である。議会が審議の上で否決・削除した予算を、市長が専決処分によって直ちに復活させることを許容すれば、議会の予算議決権は形骸化し、実質的に無意味なものとなるおそれがある。

以上のことから、違法・不当な専決処分を前提として約6,700万円の工事契約締結や公金支出が行われた場合、その支出額に相当する市の財産が不当に減少して損害が生じる。また、工事進行後に違法性が認められた場合には、契約解除や原状回復などの追加費用が発生し、損害がされに拡大するおそれがある。

4　求める措置

地方自治法第242条第1項に基づき、加西市監査委員に対し、以下の措置を講ずるよう求める。

(1) 本件来庁者駐車場拡幅工事に係る契約の締結その他の財務会計行為を行わないこと。

(2) 本件工事に係る公金の支出を行わないこと。

(3) 既に契約が締結され、又は工事が開始されている場合は、その適法性を調査し、損害の発生・拡大を防止するため必要な措置を講ずること。

(4) 既に公金支出が行われている場合は、その違法性・損害額を調査し、請負業者への返還請求や市長その他責任者への損害賠償請求など、加西市の損害を回復するために必要な措置を講ずること。

第２　請求の受理

請求人Ａ及びＢより令和８年９月８日付けで提出のあった本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備していると認め、令和８年９月９日付けでこれを受理した。

第３　監査の実施

1　監査の実施方法

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けるところであるが、請求人からこれらを希望しない旨の申出があったため、これを省略した。

(2) 監査対象部局及び調査の方法

本件請求は、令和８年８月 31 日付けで公表した監査結果（以下「先行監査結果」という。）の対象及び論点と実質的に同一であるため、先行監査結果における関係書類の調査等の結果を引用した。

２　監査の期間　令和８年９月９日から令和８年９月 17 日まで

第４　監査の結果

１　事実関係の確認

先行監査結果の第４の１(1)～(9)に記載のとおりであるため、これを引用する。ただし、以下の事実関係をあらたに確認した。

(10) 本会議における専決処分報告の不承認

令和８年９月１日、市長は、同年７月２日付けで専決処分を行った令和８年度一般会計補正予算について、地方自治法第 179 条第３項の規定により、議会に報告し承認を求めたが、賛否同数（賛成７、反対７）となり、議長裁決により不承認となった。

２　監査委員の判断（合議不調）

本件請求について、先行監査結果の第４の２に記載のとおり、両監査委員において、請求を容認すべきとする見解と、請求を棄却すべきとする見解の間で意見の一致を見ず、合議が調わなかった。

したがって、監査委員としての意思決定（措置の勧告、又は請求の棄却）を行うことができないため、本件住民監査請求に係る監査を終了する。

各監査委員の個別の意見及びその法的理由については、先行監査結果の第４の２の(1)及び(2)に記載のとおりであるため、これを引用する。